

# 完了実績報告の緩和措置について

2021.10.1

## R2 補正予算

以下の緩和措置を講じますので、を確認の上、該当する場合には措置をご活用ください。

- (1) 半導体不足によるパソコン遅延対応

太陽光発電設備のパソコンの納品遅れによって、完了実績報告提出期限までに工事が終わらない場合に、パソコン未設置での完了実績報告を可能といたします。検査済証の取得、工事費全額精算等は、従来通り完了実績報告に必要です。**※ただし、ゼロエネ型の該当案件に限り、ホームページ掲載の専用書式「パソコン遅延理由書」を完了実績報告書に添えて、高度省エネ型実施支援室宛に提出してください。**

- (2) パソコン以外の設備遅延対応

パソコン以外の設備の納品遅延で工事が終わらない場合も、(1)同様に未設置での完了実績報告を可能といたします。検査済証の取得、工事費全額精算等は、完了実績報告に必要ですが、追加書類は不要です。**※ただし、ゼロエネ型のエネルギー計算の対象設備が未設置の場合は、実績報告提出期限までに早急に高度省エネ型実施支援室にご相談ください。**

(1)(2)ともに、建築主には、遅延設備未設置での工事費全額支払いにご理解、ご了承いただく必要がありますのでご注意ください。(下表参照)

	従来	今回の措置
事業完了の判断	①工事の完成	②工事（パソコン等遅延設備を除く）の完成 ※提出期限までに検査済証取得が必要
	①請負契約に基づく工事費全額の精算	②同左
完了実績報告の提出期限	事業完了後1ヶ月以内かつ最終の提出期限（11月30日）	同左 ※延長はありません
追加書類 ※ゼロエネ型のパソコン未設置の場合にみ	—	<u>・パソコン遅延理由書（メーカー名、型番、設置予定場所の写真等）</u>

- (3) その他の工事遅延対応

設備以外に、建築主や施工事業者の責によらない理由で工事が遅れ、完了実績報告の提出期限までに事業完了できない場合については、11月29日まで、できるだけ早めに、該当案件の実施支援室にご相談ください。12月末までに事業完了が見込める場合には、理由をお聞きした上で、延長対応の可否について判断いたします。

以上

高度省エネ型等実施支援室

長寿命型等実施支援室